

令和 2 年 12 月 21 日

(令和 3 年 7 月 15 日改定)

(令和 3 年 10 月 1 日改定)

(令和 4 年 6 月 28 日改定)

農 林 水 産 省

みどりの食料システム戦略本部の設置について

1 趣旨

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要がある。

このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化や ESG 投資市場の拡大に加え、EU の「ファーム to フォーク戦略」など諸外国が環境や健康に関する戦略を策定し、国際ルールに反映させる動きが見られる。今後、このような SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国として持続可能な食料供給システムを構築し、国内外を主導していくことが急務となっている。

このため、生産から消費までサプライチェーンの各段階において、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造により、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」について策定・推進するため、「みどりの食料システム戦略本部」を設置する。

2 本部の構成

- (1) 本部の構成は別紙 1 のとおりとする。
- (2) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙 2 のとおりとする。
- (3) 幹事会は、次に掲げる業務を行う。

イ みどりの食料システム戦略の推進施策の検討及び実施に関すること。

ロ みどりの食料システム戦略の KPI（重要業績評価指標）及び技術の工程表の進捗に係る連絡調整に関すること。

- ハ その他みどりの食料システム戦略の推進に係る連絡調整に関すること。
 - ニ 本部への報告に関すること。
- (4) 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができる。

3 本部の庶務

本部の庶務は、大臣官房政策課技術政策室及び農林水産技術会議事務局研究調整課の協力を得て、大臣官房環境バイオマス政策課が担当する。

(別紙 1)

みどりの食料システム戦略本部 構成員

本部長	農林水産大臣
本部長代理	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副本部長	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本部長補佐	事務次官
本部員	農林水産審議官 官房長 大臣官房総括審議官 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房審議官（技術・環境）（幹事長） 新事業・食品産業部長 統計部長 検査・監察部長 消費・安全局長 輸出・国際局長 農産局長 畜産局長 経営局長 農村振興局長 林野庁長官 水産庁長官 関東農政局長 報道官（幹事） 秘書課長（幹事） 文書課長（幹事） 予算課長（幹事）

政策課長（幹事）

広報評価課長（幹事）

地方課長（幹事）

環境バイオマス政策課長（幹事）

みどりの食料システム戦略グループ長（幹事）

(別紙 2)

みどりの食料システム戦略本部幹事会 構成員

幹事長	大臣官房審議官（技術・環境）
副幹事長	農林水産技術会議事務局研究総務官
事務局長	環境バイオマス政策課長
事務局長代理	みどりの食料システム戦略グループ長
幹事	報道官
	秘書課長
	文書課長
	予算課長
	政策課長
	政策課技術政策室長
	広報評価課長
	地方課長
	大臣官房参事官（経理）
	大臣官房参事官（デジタル戦略）
	新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
	統計部管理課長
	検査・監察部調整・監察課長
	消費・安全局総務課長
	輸出・国際局総務課長
	農産局総務課長
	畜産局総務課長
	経営局総務課長
	農村振興局総務課長
	農林水産技術会議事務局研究調整課長
	林野庁林政部林政課長
	水産庁漁政部漁政課長
	農林水産政策研究所企画広報室長